

第10条 植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和43年4月22日付け43農政B第699号農政局長通達）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第3 本船くん蒸における危害防止対策</p> <p>1 くん蒸を認める場合の条件</p> <p>本船くん蒸は、船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第71条の規定を遵守し、かつ、次に掲げる条件をすべて満たしている場合にのみ許可するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次の各条件に適合する防除業者により、当該くん蒸が実施されること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ガス検定器（検知管式、干渉計型、焰色反応型等の検定器をいう。以下同じ。）、<u>隔離式防毒マスク（吸収缶はくん蒸に使用するガスに対応したものをい）</u>、面体は全面型又は半面型とする。なお、投薬時に半面型を使用するときは<u>ゴーグル形保護メガネ</u>を着用するものとする。以下「防毒マスク」という。）、空気呼吸器、船艙密閉天幕、連絡無線機、救急薬品等のくん蒸器材及び救急器材が十分整備（保安要員用を含む。）されている者であること。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>2 くん蒸作業に係る措置</p> <p>くん蒸を実施する場合には、以下に掲げる事項を完全に実施すること。なお、各事項末尾の〔 〕内は当該注意事項遵守についての責任者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ガス開放時</p> <p>ア (略)</p> <p>イ くん蒸中にシャフトトンネルにガス漏れを認め、水密扉で機関室を遮断した場合の開放は、水密扉を開き、機関室の天窓を全開して排気すること。その際ガス濃度が抑制濃度（臭化メチルの場合にあつては1ppm。青酸ガスの場合にあつては3ppm。燐化水素の場合にあつては0.3ppm。<u>ヨウ化メチルの場合にあつては2ppm</u>。以下同じ。）以下に低下したことを確認するまでは、<u>保安要員の機関室への立入りは禁止すること</u>。ただし、<u>青酸ガス、臭化メチル又はヨウ化メチルの濃度を当該値以下とす</u></p>	<p>第3 本船くん蒸における危害防止対策</p> <p>1 くん蒸を認める場合の条件</p> <p>本船くん蒸は、船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第71条の規定を遵守し、かつ、次に掲げる条件をすべて満たしている場合にのみ許可するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次の各条件に適合する防除業者により、当該くん蒸が実施されること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ガス検定器（検知管式、干渉計型、焰色反応型等の検定器をいう。以下同じ。）、<u>隔離式臭化メチル用防毒マスク（吸収缶は有機ガス用又は臭化メチル専用とし、</u>面体は全面型又は半面型とする。なお、投薬時に半面型を使用するときは<u>ゴーグル形保護メガネ</u>を着用するものとする。以下「防毒マスク」という。）、空気呼吸器、船艙密閉天幕、連絡無線機、救急薬品等のくん蒸器材及び救急器材が十分整備（保安要員用を含む。）されている者であること。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>2 くん蒸作業に係る措置</p> <p>くん蒸を実施する場合には、以下に掲げる事項を完全に実施すること。なお、各事項末尾の〔 〕内は当該注意事項遵守についての責任者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ガス開放時</p> <p>ア (略)</p> <p>イ くん蒸中にシャフトトンネルにガス漏れを認め、水密扉で機関室を遮断した場合の開放は、水密扉を開き、機関室の天窓を全開して排気すること。その際ガス濃度が抑制濃度（臭化メチルの場合にあつては1ppm。青酸ガスの場合にあつては3ppm。燐化水素の場合にあつては0.3ppm。以下同じ。）以下に低下したことを確認するまでは、保安要員の機関室への立入りは禁止すること。ただし、<u>青酸ガス又は臭化メチルの濃度を当該値以下とすることが著しく困難な場合であつて当該場所の排気を</u></p>

ることが著しく困難な場合であって当該場所の排気を行う場合において、保安要員に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させ、かつ、監視人を置いたときは、当該保安要員を、当該場所に立ち入らせることができる。

〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

(注) 抑制濃度の確認は干渉計型又は焰色反応型のガス検定器等により、ガス濃度が低下していることをあらかじめ測定した後、検知管法により行うこと。

ウ～ク (略)

(4) (略)

第6 倉庫くん蒸における危害防止対策

第5のサイロにおける危害防止対策を準用するものとし、さらに次の点に注意すること。この場合において、第5の1の(5)中「サイロくん蒸」とあるのは「倉庫くん蒸(青酸ガスくん蒸を実施する場合にあっては、青酸ガスくん蒸)」と、第5の1の(8)及び2の(6)中「二酸化炭素くん蒸」とあるのは「二酸化炭素くん蒸並びに臭化メチル、燐化水素、二酸化炭素の混合ガス(以下「混合ガス」という。)及びくん蒸」と読み替えるものとする。

1・2 (略)

3 臭化メチルくん蒸、燐化アルミニウムくん蒸、二酸化炭素くん蒸及びヨウ化メチルくん蒸を実施する場合には、次に掲げる事項に注意すること。

(1)～(4) (略)

4 (略)

行う場合において、保安要員に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させ、かつ、監視人を置いたときは、当該保安要員を、当該場所に立ち入らせることができる。

〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

(注) 抑制濃度の確認は干渉計型又は焰色反応型のガス検定器等により、ガス濃度が低下していることをあらかじめ測定した後、検知管法により行うこと。

ウ～ク (略)

(4) (略)

第6 倉庫くん蒸における危害防止対策

第5のサイロにおける危害防止対策を準用するものとし、さらに次の点に注意すること。この場合において、第5の1の(5)中「サイロくん蒸」とあるのは「倉庫くん蒸(青酸ガスくん蒸を実施する場合にあっては、青酸ガスくん蒸)」と、第5の1の(8)及び2の(6)中「二酸化炭素くん蒸」とあるのは「二酸化炭素くん蒸並びに臭化メチル、燐化水素及び二酸化炭素の混合ガス(以下「混合ガス」という。)くん蒸」と読み替えるものとする。

1・2 (略)

3 臭化メチルくん蒸、燐化アルミニウムくん蒸及び二酸化炭素くん蒸を実施する場合には、次に掲げる事項に注意すること。

(1)～(4) (略)

4 (略)